

火山災害警戒地域における火山防災対策の 取組状況

火山防災対策会議(第8回)

火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況

火山災害警戒地域が指定された49火山における市町村の火山防災対策の取組状況(平成30年3月31日現在)

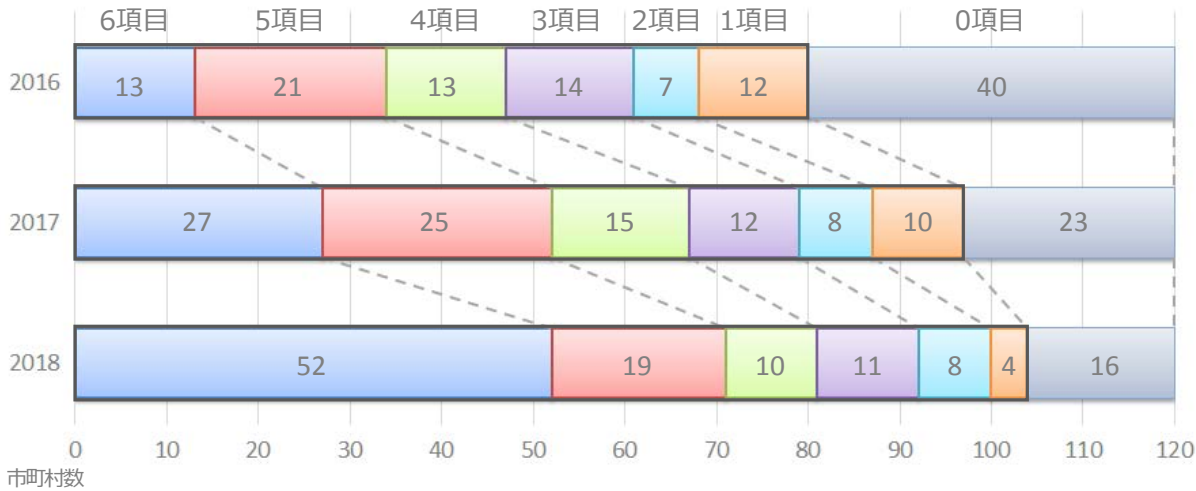
火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載(※1)			火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載(※1)		
					策定済(※2)	1事項以上(※3)	関係市町村(※4)						策定済(※2)	1事項以上(※3)	関係市町村(※4)
アトサヌプリ	北海道	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)	新潟焼山	新潟県、長野県	○	○	○	○	(1 [3] / 3)		
雌阿寒岳	北海道	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)	弥陀ヶ原	富山県	○				(0 [1] / 3)		
大雪山	北海道	○				(0 [3] / 3)	焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)		
十勝岳	北海道	○	○	○	◎	(6 [6] / 6)	乗鞍岳	長野県、岐阜県	○	○			(1 [1] / 2)		
樽前山	北海道	○	○	○		(0 [3] / 3)	御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	○	(1 [5] / 5)		
倶多楽	北海道	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	白山	岐阜県、石川県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)		
有珠山	北海道	○	○	○		(0 [3] / 3)	富士山	山梨県、静岡県	○	○	○	○	(7 [15] / 15)		
北海道駒ヶ岳	北海道	○	○	○		(0 [3] / 3)	箱根山	神奈川県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)		
恵山	北海道	○	○	○		(0 [1] / 1)	伊豆東部火山群	静岡県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)		
岩木山	青森県	○	○	○	○	(1 [4] / 6)	伊豆大島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)		
八甲田	青森県	○	○			(0 [1] / 2)	新島	東京都	○	※5			(0 [0] / 1)		
十和田	青森県、秋田県	○	○	○	○	(1 [3] / 3)	神津島	東京都	○	※5			(0 [0] / 1)		
秋田焼山	秋田県	○	○	○	○	(1 [2] / 2)	三宅島	東京都	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)		
岩手山	岩手県	○	○	○	◎	(4 [4] / 4)	八丈島	東京都	○	○	※6		(0 [0] / 1)		
秋田駒ヶ岳	秋田県、岩手県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)	青ヶ島	東京都	○	○	※6		(0 [0] / 1)		
鳥海山	秋田県、山形県	○	○	○		(0 [4] / 4)	鶴見岳・伽藍岳	大分県	○	○	○	○	(2 [4] / 4)		
栗駒山	秋田県、岩手県、宮城県	○	○	○	○	(1 [4] / 4)	九重山	大分県	○	○	○	○	(1 [3] / 3)		
蔵王山	山形県、宮城県	○	○	○	◎	(5 [5] / 5)	阿蘇山	熊本県	○	○	○	◎	(3 [3] / 3)		
吾妻山	山形県、福島県	○	○	○	○	(1 [3] / 3)	雲仙岳	長崎県	○	○	○	○	(2 [3] / 3)		
安達太良山	福島県	○	○	○	○	(2 [6] / 6)	霧島山	宮崎県、鹿児島県	○	○	○	○	(2 [6] / 6)		
磐梯山	福島県	○	○	○	○	(1 [4] / 6)	桜島	鹿児島県	○	○	○	◎	(2 [2] / 2)		
那須岳	福島県、栃木県	○	○	○		(0 [4] / 4)	薩摩硫黄島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)		
日光白根山	栃木県、群馬県	○				(0 [3] / 3)	口永良部島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)		
草津白根山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(1 [5] / 5)	諏訪之瀬島	鹿児島県	○	○	○	◎	(1 [1] / 1)		
浅間山	群馬県、長野県	○	○	○	○	(2 [6] / 6)	合計		49	44 (46※7)	39 (41※7)	35	(68 [143] / 155)		

(※1)平成30年3月31日現在で、関係市町村の一部で策定済の場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で策定済の場合には「◎」とした。
(※2)対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル等2, 3等発表時に警戒すべき範囲)を有している場合は、登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3等発表時)と住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)のそれぞれの対策として、対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル2, 3等発表時に警戒すべき範囲)を有していない場合は、住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)の対策として、活動火山対策特別措置法第6条第1項1, 2, 3, 4, 6号の各事項を全てを記載している場合を「策定済」とした。
(※3)[]内は、活動火山対策特別措置法第6条第1項1, 2, 3, 4, 6号の各事項について、最低1事項は策定している市町村数
(※4)火山災害警戒地域に指定された市町村数 ※5 平成30年5月作成 ※6 平成30年5月導入 ※7 平成30年4月1日以降に作成・導入されたものを加えた数

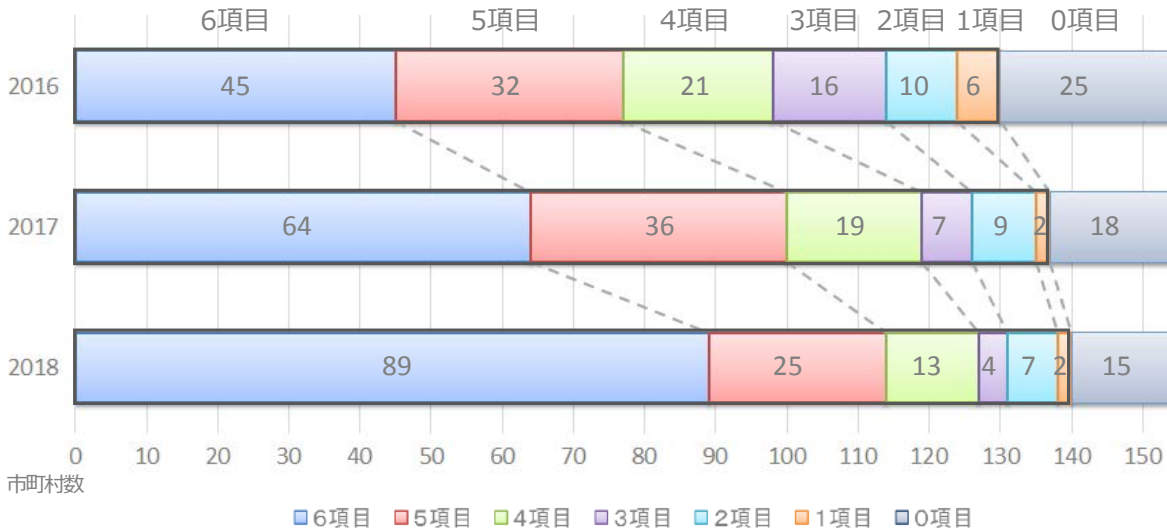
市町村地域防災計画等における避難計画に係る記載状況①

策定項目数の推移

登山者等向け（噴火警戒レベル2、3発表時等）の対策



住民等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策



○ 登山者等向け（噴火警戒レベル2、3発表時等）の対策、住民者等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策ともに平成28・29年に比較して策定が進んでいる。

○ 全体の約9割の市町村で少なくとも1項目以上が記載されている。

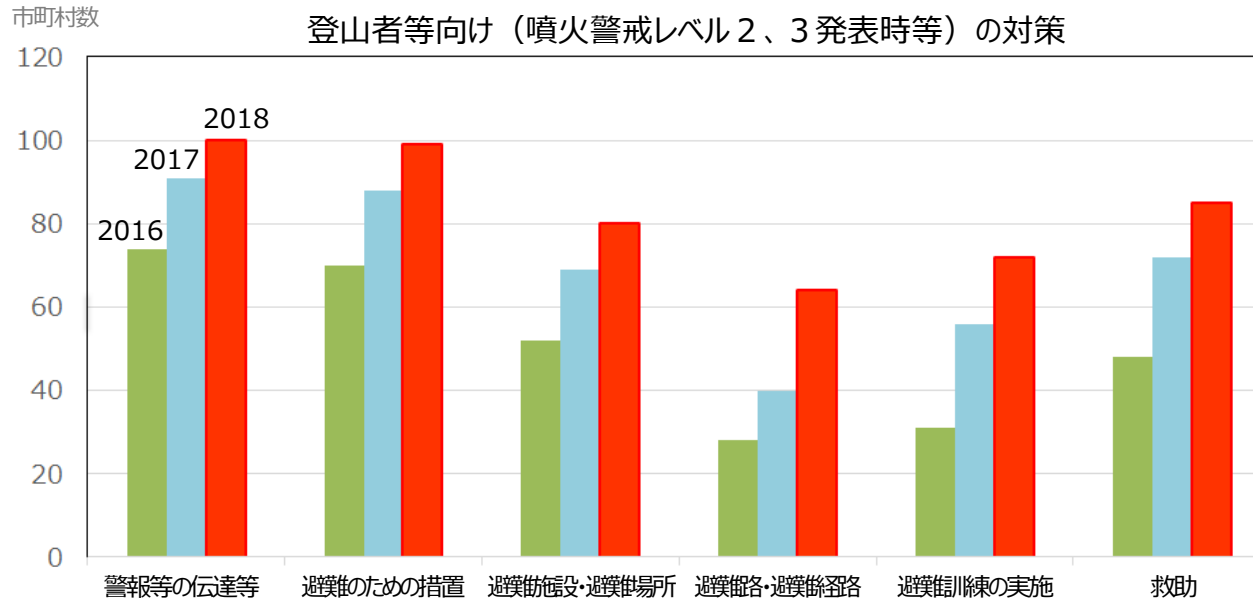
○ 住民者等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策については、約6割の市町村で6項目記載されている。

※ 活火山法第6条第1項第1、2、3、4、6号の各項目

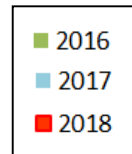
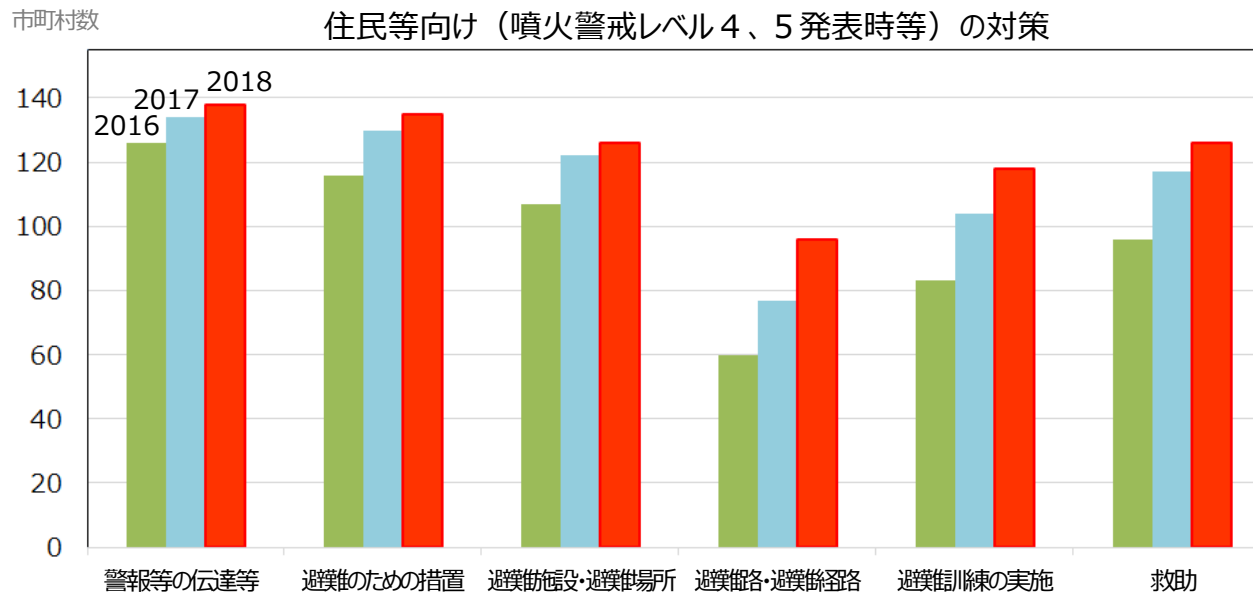
- ・第1号 警報等の伝達等に関する事項
- ・第2号 避難のため措置に関する事項
- ・第3号 避難施設・避難場所
- ・第3号 避難路・避難経路に関する事項
- ・第4号 避難訓練の実施に関する事項
- ・第6号 救助に関する事項

市町村地域防災計画等における避難計画に係る記載状況②

項目別の策定状況の推移



○ 登山者等向け（噴火警戒レベル2、3発表時等）の対策、住民者等向け（噴火警戒レベル4、5発表時等）の対策ともに、すべての項目で、平成28・29年に比較して記載が進んでいる。



内閣府による各火山地域の避難計画策定に対する支援

各火山地域の避難計画策定の取組を支援するため、平成28年度は17火山、平成29年度は12火山について地方公共団体と協働して避難計画を検討。平成30年度は12火山について検討を実施中。

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
課題	火山名	課題	火山名	課題	火山名
①火口近傍の登山者・観光客の避難計画の策定	倶多楽 八甲田山 秋田焼山 焼岳 雲仙岳	①火口近傍の登山者・観光客の避難計画の策定	岩木山 烏海山 鶴見岳・伽藍岳 吾妻山 磐梯山 安達太良山 乗鞍岳	①火口近傍の登山者・観光客等に関する避難計画の検討	大雪山 恵山 日光白根山 弥陀ヶ原
②市街地を含む具体的な避難計画（要援護者含む）の策定	岩木山 岩手山 浅間山 鶴見岳・伽藍岳	②市街地を含む具体的な避難計画（避難行動要支援者を含む）の策定	樽前山 八甲田山 秋田焼山	②居住地における住民・観光客等に関する避難計画の検討	吾妻山 安達太良山 磐梯山 鶴見岳・伽藍岳 雲仙岳
③複数の想定（火口／シナリオ）による避難計画の策定	アトサヌプリ 雌阿寒岳 有珠山 烏海山 霧島山	③多数の観光客（インバウンド含む）の避難計画の検討	富士山 伊豆東部火山群	③突発的な噴火対応等に関する避難計画の検討	那須岳
④離島からの島外避難計画の策定	薩摩硫黄島 口永良部島 諏訪之瀬島			④複数の火口が同時に活発化した場合の避難計画の検討	草津白根山 霧島山



地方公共団体、内閣府等による打合せの様子



現地調査（登山道や避難所など）の様子

○この他、専門的知見を持った火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の地域グループ会合等を通じて、避難計画策定の推進・充実を図る。

避難計画策定の取組み事例集の作成について

「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」(以下「手引き」という)を用いた具体的な避難計画の検討支援を実施してきた中で得られたノウハウを、実践的な計画策定のための検討手順、各火山地域における具体的な記載事例、先進的な検討事例として取りまとめ、手引きの解説資料として、取組み事例集を作成する。

噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き

火山防災協議会を構成する地方公共団体に対し手引きを用いた具体的な避難計画の検討支援の実施

ノウハウの蓄積

避難計画策定の取組み事例集を作成

➤ 実践的な避難計画策定のための検討手順

➤ 標準的な避難計画の記載事例

➤ 先進的な検討事例

必要に応じて
手引きの記述に反映

今回

平成28年・平成29年の取組みを踏まえて作成した取組み事例集(案)を検討。

⇒ 第1版として公表。

次回

平成30年の取組みを踏まえて取組み事例集を追補

⇒ 第2版として公表。